

賀数宿舎 (R7) 避雷針取替

厚生班長	宿舎係

件名	賀数宿舎 (R7) 避雷針取替					図面番号	1/3
図名	表紙					作成年月日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	工事企画係長	施設管理	工事企画係	作成者
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科						

仕 様 書

1 件 名 : 賀数宿舎 (R7) 避雷針取替

2 場 所 : 沖縄県糸満市字賀数前原 3 0 0 - 2 賀数宿舎 4 号棟

3 概 要 : 賀数宿舎 4 号棟の避雷針取替 3 基

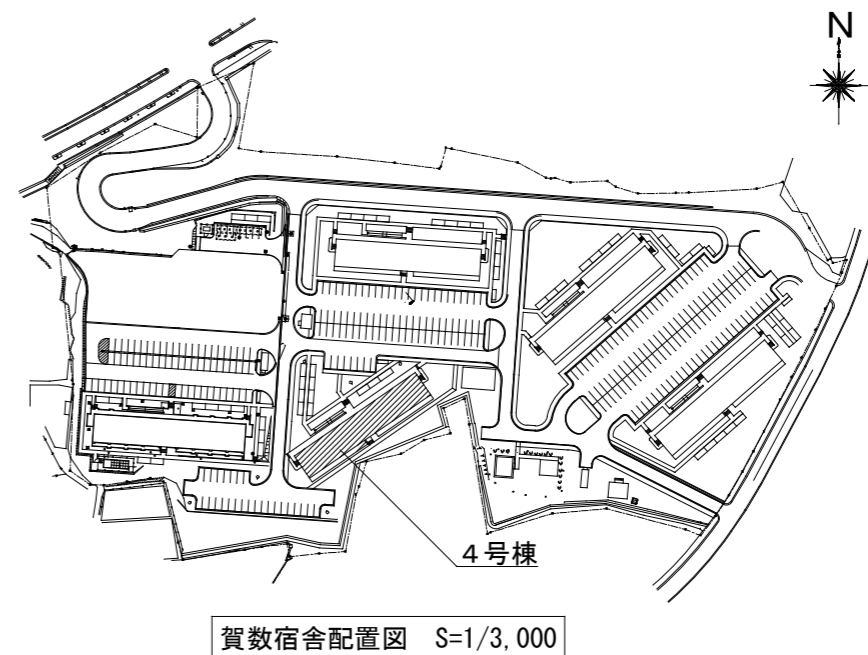
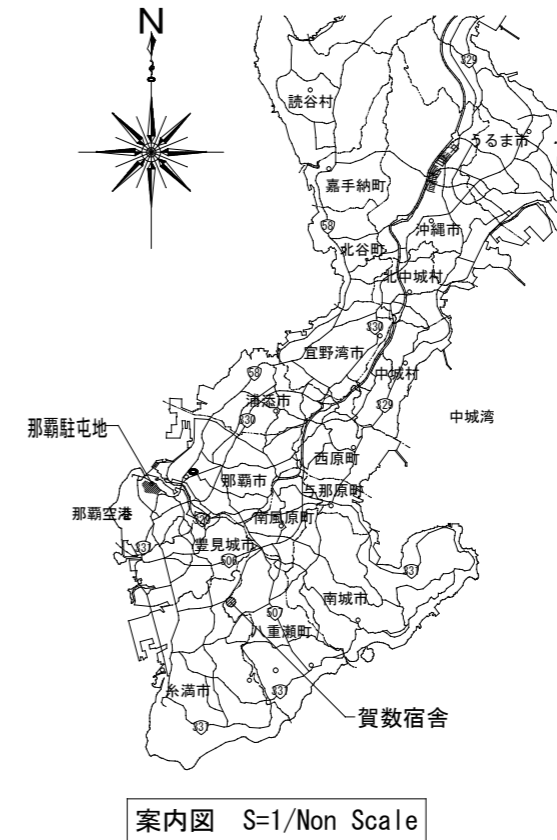
4 履行期間 : 契約締結日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日

5 一般事項

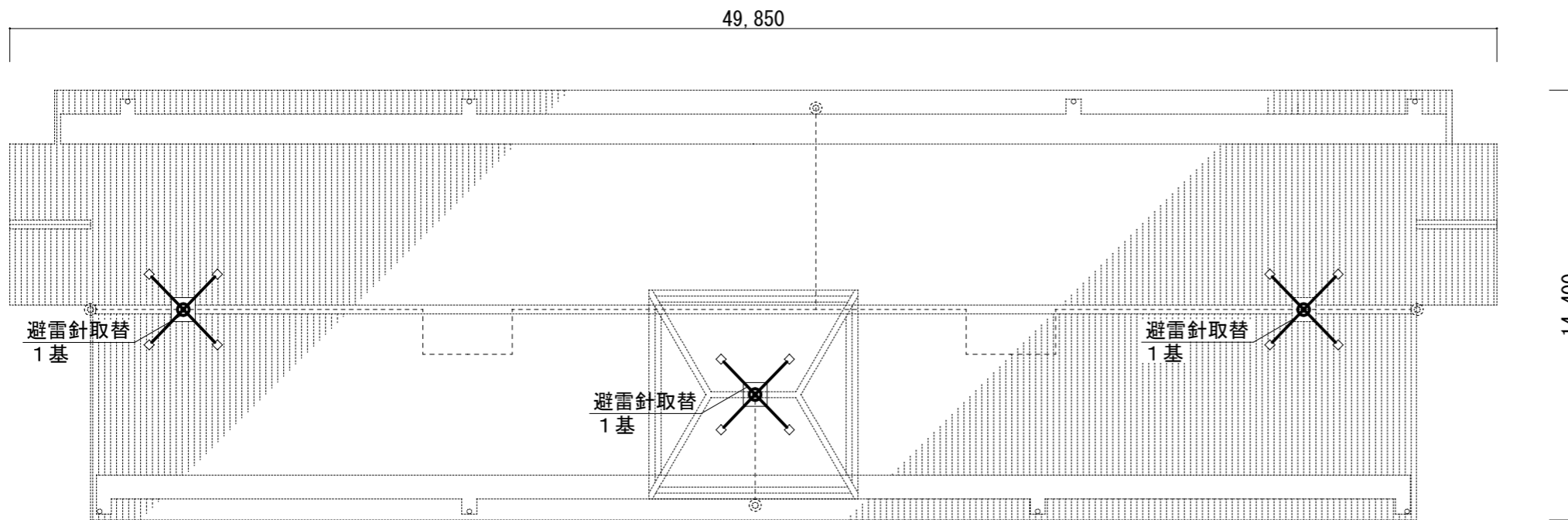
- (1) 本仕様書は、「賀数宿舎 (R7) 避雷針取替」に適用する。
- (2) 本仕様書に記載無き事項及び用語の定義については、以下によるものとする。
【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修】
 - ・公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) 最新版
 - ・公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) 最新版
- (3) 作業時期及び実施工程等は、事前に監督官と打合せを実施すること。
- (4) 本作業の写真は着手前・作業中・完了後及び監督官の指示する箇所を撮影し、作業完了後、隠ぺいとなる部分は、確実な写真管理を実施すること。作業完了後、A4判写真帳に整理して1部監督官へ提出すること。提出する写真については鮮明な写真を添付することとする。
- (5) 作業の際、他の箇所に損傷を与えないように十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
- (6) 本仕様書及び作業に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議の上実施すること。
- (7) 作業中は、安全管理に十分留意し、事故等発生した場合は、速やかに監督官に報告するものとする。
- (8) 本仕様に記載無き事項についても、当然実施すべき事項は、受注者の負担で実施する。
- (9) 本作業で使用する材料は全て新品とし、事前に監督官へ承認図を提出し、検査を受けた合格品のみ使用する。
- (10) 受注者は、毎日作業終了後に現場の整理整頓及び清掃を実施することとする。
- (11) 受注者は、作業場所以外への立入りを禁止する。やむを得ず、作業場所以外への立入りが必要な場合は監督官等の許可を得るものとする。
- (12) 高所作業の為、安全対策は十分に実施することとする。

6 特記事項

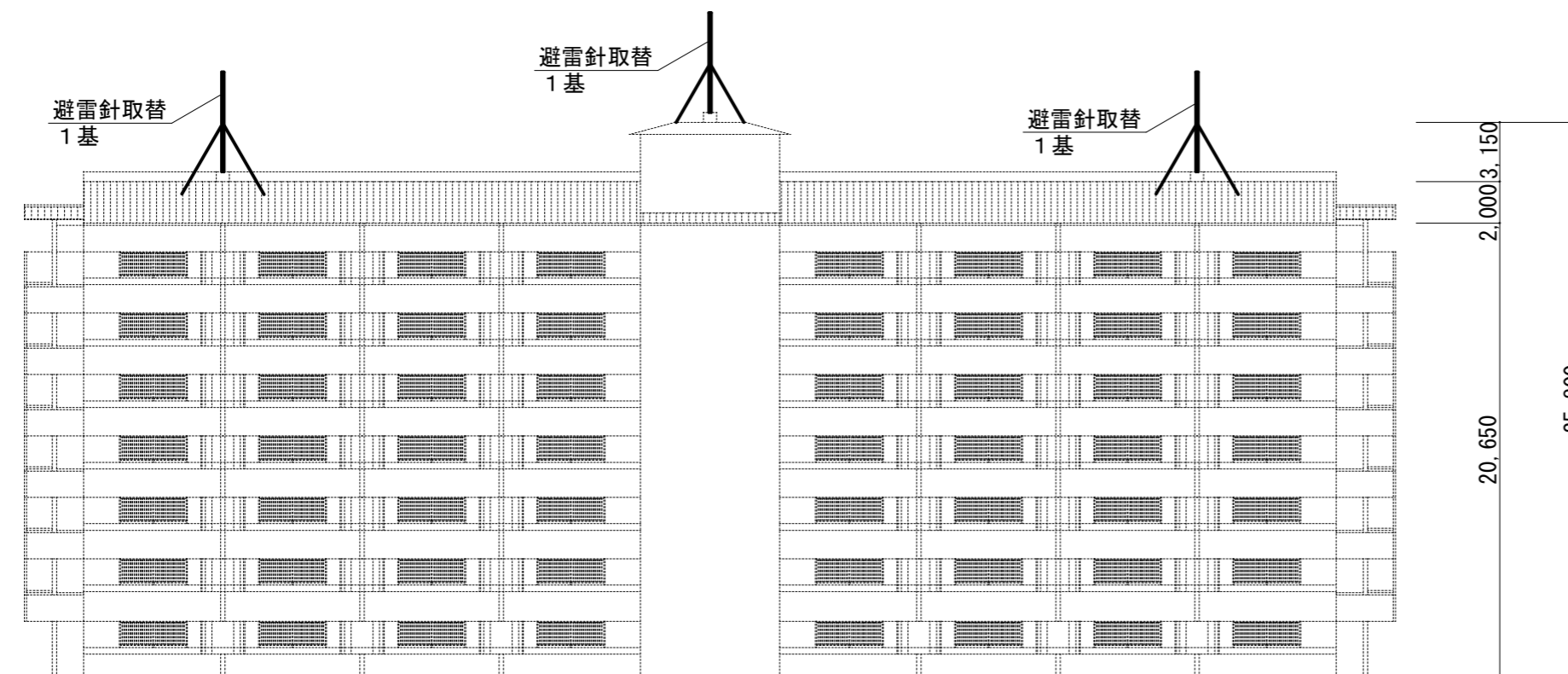
- (1) 本作業で発生した発生材については、金属屑のみ官側に返納し、監督官の指定した場所に収集運搬する。
- (2) 本作業でクレーン等を使用する際は、事前に監督官と日程の調整を確実にを行うものとする。また、宿舎入居者に対する案内文の投函等も実施するものとする。
- (3) 本作業で使用する避雷針は、新品とし作業前に承認図を提出し承認を得るものとする。
- (4) 本作業で使用する足場は、官側で設置したものを使用し施工すること。



件 名	賀数宿舎 (R7) 避雷針取替	図面番号	2/3
図 名	仕様書、案内図、配置図	作成年月日	
所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		



屋根伏図 S=1/200



立面図 S=1/200

避雷針諸元表

種別	突針式避雷針
個数	3基
形状	自立型
付属品	支持管 76.3φ L=5.5m 支持管取付台 500角 支線取付金物 4方型 その他メーカー仕様
備考	中JIS一体型 鋼製クロームメッキ

14,400

2,003,150

20,650

25,800

件名	賀数宿舎(R7) 避雷針取替	図面番号	3/3
図名	屋根伏図・立面図・機器表	作成年月日	
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		